

入院基本料に関する施設基準

当院では、【地域包括ケア病棟入院料2】の届出を行っています。

4号病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と3人以上の看護補助者が勤務しています。

- ・ 8時30分～16時30分、看護職員1人当りの受け持ち数は3人以内

看護補助者1人当たりの受け持ち数は9人以内

- ・ 16時30分～8時30分、看護職員1人当りの受け持ち数は9人以内

当院では、【回復期リハビリテーション病棟入院料1】の届出を行っています。

- ① 西棟病棟では、1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と5人以上の看護補助者が勤務しています。

- ・ 8時30分～16時30分、看護職員1人当りの受け持ち数は5人以内

看護補助者1人当たりの受け持ち数は13人以内

- ・ 16時30分～8時30分、看護職員1人当りの受け持ち数は18人以内

看護補助者1人当たりの受け持ち数は54人以内

- ② 新館病棟では、1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と7人以上の看護補助者が勤務しています。

- ・ 8時30分～16時30分、看護職員1人当りの受け持ち数は6人以内

看護補助者1人当たりの受け持ち数は9人以内

- ・ 16時30分～8時30分、看護職員1人当りの受け持ち数は19人以内

看護補助者1人当たりの受け持ち数は56人以内